

# 令和 5 年度

## 日高東部消防組合消防吏員 (救急救命士) 採用資格試験公告

令和5年4月17日  
日高東部消防組合消防本部  
浦河郡浦河町築地1丁目2番9号  
電 話 0146-22-2144  
郵便番号 057-0024

★ 受付期間 令和5年4月17日(月)～令和5年5月15日(月)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日は除く)

### 1. 採用人員及び受験資格

区 分	採用人員	勤 務 先	受 験 資 格
救急 救命士	3名	日高東部消防組合 浦河消防署(2名) 様似支署(1名)	・ 平成5年4月2日から平成14年4月1日 までに生まれた者 ・ 救急救命士の資格を有する者。

※ ただし、日本国籍を有しない者または地方公務員法第16条に該当する者は受験できません。

### 地方公務員法第16条抜粋

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入した者

## 2. 試験日程、試験地等

試験	試験日	試験地・試験会場
第一次試験	書類審査とします。 (筆記試験等はありません)	
第二次試験	5月下旬予定 (別途通知します)	浦河郡浦河町築地1丁目2番9号 日高東部消防組合消防本部 講堂

## 3. 試験方法及び内容

第一次試験	書類審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該採用試験申込書</li> <li>・学業成績(単位取得)証明書</li> <li>・健康診断書(別紙様式)</li> <li>・救急救命士資格取得を証明する書類</li> </ul>
第二次試験	面接試験	個別面接による口述試験

## 4. 合格発表

合格者には、合格通知書を送付します。

## 5. 合格から採用まで

日高東部消防組合消防長は、上記採用試験を行って採用予定者を決定します。

## 6. 採用予定年月日

**令和5年7月1日**

## 7. 受験手続及び受付期間

申込書の請求先	<p>日高東部消防組合消防本部総務課</p> <p>郵便番号 057-0024</p> <p>住所 浦河郡浦河町築地1丁目2番9号</p> <p>電話番号 0146-22-2144</p> <p>※ 郵送による場合は、封筒の表に「<b>消防吏員試験申込書請求</b>」と朱記し、<b>120円切手</b>を貼った宛先明記の返信用封筒(A4版:縦30cm、横21cmの大きさ)を必ず同封のうえ、日高東部消防組合消防本部に請求して下さい。</p> <p>なお、申込書の配布は、日高東部消防組合消防本部又は浦河消防署、様似支署、えりも支署でも行っております。</p> <p>※ 浦河町ホームページ内からもダウンロードできます。</p> <p>アドレス <a href="https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/gyosei/prevention/?category=276">https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/gyosei/prevention/?category=276</a> 「日高東部消防組合消防本部採用情報」より</p>
申込方法及び申込先	<p>申込書に所定事項を記入のうえ、下記に提出して下さい。</p> <p>申込先 郵便番号 057-0024</p> <p>住所 浦河郡浦河町築地1丁目2番9号</p> <p>日高東部消防組合消防本部総務課</p>

受付期間	<p>期 間 令和5年4月17日（月）～ 令和5年5月15日（月）</p> <p>時 間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日は除く）</p> <p>なお、郵送の場合は、5月15日必着としますので、十分注意して下さい。</p>
------	---

## 8. 身体基準

- (1) 身体健康な者
- (2) 両眼0.8以上かつ、一眼でそれぞれ0.5以上（矯正視力含む）

## 9. 添付書類

- (1) 救急救命士資格取得証明書
- (2) 学業成績（単位取得）証明書
- (3) 健康診断書（別紙様式）
- (4) 写真は、申込日前6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦3cm横2.5cmのもので、本人と確認できるもの

## 10. 消防吏員募集に関する諸事項

- (1) 普通自動車の運転免許を取得している者又は採用日（令和5年7月1日）までに取得できる者（AT限定免許を除く）
- (2) 採用後、勤務地の町内に居住できる者  
（なお、勤務地については当組合にて選定いたします。）